

ロボット安全特別教育（教示）修了証の発行について

令和7年度機械科ロボティクスコース卒業生に対し、「産業用ロボット安全特別教育（教示）」修了証を発行する。

これは「労働安全衛生規則第36条31号」に規定された機械（産業用ロボット）の安全講習であり「安全衛生特別教育規定第18条」に定められた科目および範囲の要件を満たすことが必要である。

本校はロボットインストラクターの資格を有している教員が、ロボティクスコースの授業および実習で、「安全衛生特別教育規定第18条」に定められた科目および範囲の要件を満たす内容の授業を行い、かつ、生徒はその単位を修得し必要な成績を修めている卒業時に生徒への発行が可能である。

修了証発行者は、別途「台帳」を作成し管理する。

修了証は、別紙イメージの通り作成し、名刺サイズで作成しラミネート加工を施す。

発行は3月6日とする。 生徒の氏名、生年月日、管理番号は、別途「台帳」を作成し、管理する。

ロボット安全特別教育修了証 発行イメージ

管理番号（No）は、年度2ケタ 年度ごとの通し番号4ケタ 合計6ケタとする。

<p>No. 070000</p> <h1>修了証</h1> <p>氏名：蔵前 太郎</p> <p>生年月日：2007年4月2日</p> <p>発行年月日：2026年3月6日</p> <p>東京都立蔵前工科高等学校長 古藤 一弘 </p>	<p>あなたは、「産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育」を修了したことを証します。</p> <p>これは、「労働安全衛生規則第36条31号」に規定された機械の安全講習であり「安全衛生特別教育規定第18条」に定められた科目および範囲の要件を満たします。</p> 
--	--

表面

裏面

修了証の 大きさは 名刺サイズとする。

ラミネートフィルムで加工したのち、生徒へ発給する。

○労働安全衛生規則第三十六条第三十一号の規定に基づく厚生労働大臣が定める機械

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械を次のように定め、昭和五十八年七月一日から適用する。

労働安全衛生規則第三十六条第三十一号の厚生労働大臣が定める機械は、次のとおりとする。

- 一 定格出力（駆動用原動機を二以上有するものにあつては、それぞれの定格出力のうち最大のもの）が八〇ワット以下の駆動用原動機を有する機械
- 二 固定シーケンス制御装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、上下移動、左右移動又は旋回の動作のうちいずれか一つの動作の単調な繰り返しを行う機械
- 三 前二号に掲げる機械のほか、当該機械の構造、性能等からみて当該機械に接触することによる労働者の危険が生ずるおそれがないと厚生労働省労働基準局長が認めた機械

附 則 （平成一二・一二・二五 労働省告示第一二〇号）（抄）

（適用期日）

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から適用する。

○安全衛生特別教育規定第十八条

（産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育）

第十八条 安衛則第三十六条第三十一号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

- 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。（表）
- 3 第一項の実技教育は、次の各号に掲げる科目について、当該各号に掲げる時間以上行うものとする。
 - 一 産業用ロボットの操作の方法 一時間
 - 二 産業用ロボットの教示等の作業の方法 二時間